

1. 件 名：女川原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請（周辺監視区域の変更）に関する事業者ヒアリング
2. 日 時：令和4年8月5日 13時35分～14時55分
3. 場 所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

片桐主任安全審査官、宮本主任安全審査官、小野安全審査官、
藤川安全審査官、宮嶋安全審査官、上田審査チーム員、
長江技術参与

東北電力株式会社：

本店 土木建築部 部長、他7名

本店 原子力部（放射線管理） 課長、他4名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「まん延防止等重点措置の解除を踏まえた原子力規制委員会の対応」(令和4年3月23日 第73回原子力規制委員会 配布資料2)を踏まえ、一部対面で実施した。

6. その他

提出資料：

- (1) 女川原子力発電所 周辺監視区域境界変更に伴う原子炉施設保安規定変更認可申請について（改2）
- (2) 女川原子力発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請書 補足説明資料①（周辺監視区域境界変更，保安規定審査基準の説明）（改2）
- (3) 女川原子力発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請書 補足説明資料②（原子炉設置許可申請書の取り扱い）（改1）
- (4) 女川原子力発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請書 補足説明資料③（廃止措置計画の取り扱い）（改1）

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	規制庁のウエダです。
0:00:04	それでは、本日のヒアリングを開始いたします。
0:00:08	本日は、東北電力女川原子力発電所の保安規定変更認可申請についてです。説明をお願いします。
0:00:18	はい、東北電力シノミです。まず資料の確認からさせていただきたいと思います。
0:00:23	ファイリングピンクのファイルですね資料一式と、あと1枚ものでコメントリストの方を
0:00:31	お配りさせていただいています。
0:00:33	ピンク色のファイリングの方ですけども、資料の1から資料の4までですね、一式ファイリングさせていただいていますので、過不足ないかご確認お願いいたします。
0:00:46	よろしいですか。
0:00:47	はい。
0:00:49	ではコメントリストの方に沿って、前回のヒアリングから申請した箇所ですとか、そちらの方のご説明をさせていただきたいと思いますので、
0:00:59	コメントリストのですね、右下1ページ目の方、ご覧ください。
0:01:09	灰色網が気になってる箇所が、1回目のヒアリングでいただいたコメントとなってましてこちらは7月の20日のヒアリングの際に回答済みということで
0:01:18	示させていただいています。No.の6からが、前回のヒアリングでいただいたコメントになってございます。
0:01:26	まずですね6番7番ですけども、資料3の方で線量評価に関するですね、コメントの方をいただいております、こちらの方、資料1、3、4それぞれに反映をしております。
0:01:40	まず、資料3の方からご説明をさせていただきたいと思います。説明者かわります。
0:01:51	東北電力ウルシダテですそれでは、資料3についてご説明いたします。
0:01:56	コメント、
0:01:57	回答整理表のNo.67につきまして、こちらでご説明させていただきます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:04	まずナンバー6ですけども、線量評価に関する資料の構成を見直すことということと、
0:02:09	ナンバー7で風洞実験結果の読み方の注釈を加えること、また、引用する情報が正しいかを確認すること。
0:02:16	ということで、コメントいただいてございました。
0:02:19	No.6につきましては、周辺監視区域境界上で評価している平常運転時の被ばく評価については、
0:02:27	周辺監視区域境界の変更予定地の影響を放出点から、評価地点までの距離、これを基に評価を実施してございます。
0:02:37	一方敷地境界上で評価しているH個人の被ばく評価につきましては、
0:02:42	周辺監視区域境界の変更予定地点が、線量が最大となる行為でないことを確認し、指定しましたので、そのように資料の構成を見直してございます。
0:02:52	No.6のコメントにつきましては、
0:02:55	廃止措置計画に基づく資料に関する資料についても同様に主構成を見直しでございます。
0:03:02	またNo.7のコメントにつきましては、風洞実験の結果については、有効高さの感度、こちらを示すための資料として添付してございましたが、
0:03:13	前回ヒアリングでの議論、
0:03:15	等も踏まえまして、
0:03:17	周辺監視区域境界の変更は風洞実験結果に影響ないということを確認してございますことから、
0:03:23	本資料を不要としたため、資料の構成を見直しでございます。
0:03:27	資料構成見直しのものについて資料3の
0:03:30	原子炉設置許可申請書の取り扱いについての資料でご説明いたします。
0:03:37	ページめくっていただきまして2ページ目目次となります。こちらで、
0:03:44	前回いただいたコメント、構成の見直しということで、2ポツ、線量評価に関わる線影響評価及び分析と、
0:03:53	3ポツ、設置許可における記載の影響について、こちらの順序を入れ替えて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:59	被ばく線量評価につきまして、ついてを先にご説明するという構成にさせていただきます。
0:04:08	次のページ来、
0:04:09	続いて5ページ目をお願いいたします。
0:04:14	5ページ目から、2.2、平常運転時の線量評価に対する影響ということで、
0:04:20	記載、色彩している箇所になります。
0:04:24	こちらにつきましては、
0:04:26	前回ヒアリング時に提出していた資料では、距離と、
0:04:32	有効高さの変更を考慮して評価した結果について、表考慮することを記載してございましたが、
0:04:40	前回ヒアリング時の議論を踏まえまして、
0:04:43	距離のみを考慮した評価としてございますのでこちら、記載の適正化をさせていただきます。
0:04:51	7ページ目お願いいたします。
0:04:57	7ページ目には、平常運転時の被ばく線量評価の確認結果を記載してございますが、
0:05:04	こちらにつきましても距離の変更を考慮して評価した結果をお示しさせていただきます。
0:05:11	評価点最長の部分、再、変更が最長。
0:05:17	の距離となる部分につきましての評価結果。
0:05:20	については、
0:05:22	2パラドレン2パラグラフ目の3行目、後段から中段からになり、中盤からになりますけども、
0:05:30	線量評価点A、最長の実効線量は約4.4mS v F I R Eとなりまして、
0:05:37	線量計算値. S S W新倉4.7mS v F I R Eに比べまして、1.1割程度低減すると。
0:05:45	また最短距離となります評価点Bにつきましては4.9マイクロシーベルトパーイヤーとなりまして、
0:05:53	S S Wに比べまして、A1割未満の増加でほぼ同等であると。
0:05:59	同程度であるということを確認させていただきます。
0:06:03	まとめになりますけどもこのことから、周辺監視区域境界を変更した場合でも、線量が最大となる方位、こちらには影響はなく、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:12	合計値につきましては、現在記載している、設置許可で記載している、約16mSvかワイヤーでありまして、
0:06:21	指針に示される線量目標値の50mSvワイヤーに影響を与えるものではないということでまとめてございます。
0:06:30	なお、こちらの記載につきましては事前にいただいていた規制の適正化のコメントにつきましても反映したものとなっております。
0:06:41	続きまして10ページ目をお願いいたします。
0:06:48	10ページ目には、2.3、事故時の線量評価に対する影響について記載したことになります。
0:06:55	事故時の線量評価につきましては、こちらの下、前回の議論を踏まえまして
0:07:01	事故時評価は、敷地境界上、
0:07:05	放出元を中心とした敷地境界上の16方位に、
0:07:09	線量計算地点を設定して評価、
0:07:12	しておりますので、
0:07:14	周辺監視区域境界の変更による、
0:07:17	影響は、実効線量の線量評価結果への影響がないということで、整理してございます。
0:07:27	次のページ11ページから13ページまで、こちらに、
0:07:32	各事故の最大方位を示した。
0:07:36	災対法を示してございます。
0:07:42	また15ページ以降、
0:07:44	殊、14ページ以降、
0:07:47	設置許可における、周辺監視区域境界に係る記載と、その影響についてをまとめている部分になりますけども、
0:07:55	こちらにつきましてもこれまでご説明した、
0:07:59	今回の周辺監視区域境界変更は、
0:08:04	線量が最大となる方位ではないということで、
0:08:07	影響がないということで、選定の影響有無の理由のところにつきましては、適正化をしてございます。本部に合わせて適正化をしてございます。
0:08:22	江藤最後にですけども、
0:08:25	後ろに添付しております補足。
0:08:28	の資料になります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:30	周辺監視区域境界の変更が、大気拡散条件与える影響についてになりますけども、
0:08:37	こちらも後、前回ご指摘いただきまして
0:08:42	前回までの資料ですと、
0:08:43	風洞実験実施基準に基づいて確認した結果を記載してございましたが、
0:08:49	発電用原子炉施設の安全室解析のための、
0:08:54	すいません、2パラグラフ目からになりますけども、
0:08:58	発電用原子炉施設の安全解析のための風洞実験について内規、こちら、この内規に基づいて確認した結果として、
0:09:07	主としてございます。
0:09:12	衛藤前回ヒアリング時でいただいたコメントにつきましては、
0:09:17	コメントの修正につきましては、御説明以上となります。
0:09:43	規制庁の長江です。
0:09:45	コメント反映していただいて直していただいてありがとうございます。
0:09:49	ちょっとその等で、気づいたところっていうか難点があるんで、
0:09:57	ちょっと具体的に言ってきますと、ただ今日の資料で資料の3、
0:10:04	会の一井のですね、
0:10:06	下のページ7ページなんですけど、一応こちらの種C通り
0:10:13	書いていただいて、図でいくと、8ページの
0:10:20	これも、
0:10:21	ちゃんと書いていただいてて要はSEっていうのが、本文の
0:10:28	研究とか、
0:10:29	添付9の平常時被ばくのその最大となる方であって、
0:10:34	ここがまず、もう今回、その周辺監視区域境界を変える、そのSとかSWとは全然関係ない話だよっていう話の整理で、そのあと、
0:10:44	ちなみにSとかSSWが評価点になってるんでその間にあるから、その距離の影響見たら大体そうそうだよっていう話で、
0:10:55	静止していただいてるんで、これで整理は、明確になったと思います。それで
0:11:02	前の表の7ページの表なんですけどね、表の2-1なんですけど、平常時の一般公衆の線量評価結果として、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:13	正式なものは一番左の法医S Eで書いている。
0:11:17	130.92.0の16mS vなどで、今、その着目してる比較っていうのは、①の気体廃棄物中の希ガスのγ線による実効線量が一番
0:11:32	その三つの経路の中で一番大きいので、そこを距離による影響を確認したっていうたてつけで、
0:11:41	さらに周辺監視区域境界、
0:11:47	2の辺の距離の変更になるんだけどもともとはそのSSWっていうところの、
0:11:52	評価点の線量と比較して、大差ないっていう形なんで、この整理は整理でいいんですけど、下にある、②の北井都丸さんの気体廃棄物中の、
0:12:05	液体廃棄物に含まれる要素を、同時に接した場合の事故線量も高動作って書かれてるんですけど、正確に言うと、
0:12:14	②の液体の要素だけは放射性の液体廃棄物の放出量で決まっちゃうんで同じになるんですけど、
0:12:23	③の同時に摂取する場合の、ヨウ素側のその線量ってその階級の敷地がいいの、遠くのところにピークが出るんで、
0:12:35	おそらく方位ごとに正確に言うと違ってくるはずなんですよ。だから、ここの趣旨でいくと、その②の何て言うんすかね右田て、館野。
0:12:47	3列っていうか、4.74.4.9以下の動作って書いてるところと合計値はあまり意味がないので、この表の2-1を何て言うのかな
0:13:04	本SSEの形のもの一つと、それと、共有を変えたものだけの、右の右の三つっていうか、それに分解した方が誤解がないかなと思いますので、ちょっと
0:13:17	書いている内容自体は
0:13:20	図とか問題ないんですけど、ちょっとその辺の工夫っていうか分類をしていただけるとありがたいんですが、いかがですかね。
0:13:30	はい。東北電力猪又です。今のご指摘を踏まえまして、表のほうの記載の適正化を図りたいと思います。確かに
0:13:41	②③につきましては、今回の感度を見るという観点でつける分には、あまり適切ではないか、勘違いされてしまうところはあるのかなと思いますので、見直したいと思います。
0:13:54	規制庁長井ですありがとうございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:56	あと続けてですね同じ資料の11位と1012が、今度事故の方の設計基準事故の話なんですけれども、これも一応
0:14:10	一番線量が厳しくなる、事故ごとに一番厳しくなるその着目方位が、困っていただいたのでわかりやすくなって、
0:14:21	こちらのコメントした立地評価事項のあれも書いていただいたので、
0:14:26	カバーが全部できてるっていう理解で、直していただいてありがとうございます。それで
0:14:33	本府、私も本文のところもう一度、
0:14:38	添付9とか添付ジョンパラパラ見直したんですけど、ここの立地評価事項ではっきり最初
0:14:47	そこまでと思ったんですけど、重大事故仮想事故っていうのが、従前の立地評価事項で、その重大事故がかぶるから私やだったんですけど、
0:14:57	今のなんていうな研修の扱いは、刊本とか特にそのまま従前のものをずっとビルドアップしていくんで、
0:15:08	重大事故仮想事故って言い方してるんで、ここで何て言うのかな重大事故仮想事故は同じなんだけどこの立地評価事故、
0:15:19	ていうところに括弧をつけて、重大事故（ア）ごめんなさい仮想事故か重大仮想事故とか、
0:15:26	もう1回来れば、そのLOCAだっていうことを言えば、
0:15:32	よりあれになると思うんで、評価事項っていうのはちょっと本文とかの記載とちょっと違うのが嫌なんで、ちょっとそれをお願いできません資料館破断事故も同じですので、拝承しました。
0:15:47	規制庁お願いありがとうございます。それと続いて13ページのね、今度は炉心損傷防止対策の有効性評価の評価時点なんですけど、
0:15:58	これも何ていうんすかね話細かくなっちゃうんですけど、
0:16:03	重大事故に至る可能性のある事項のうちの、TWのシーケンスのときの開発課、開発強化弁だと思うんですけどそれを使う場合と、
0:16:15	その中ロッカーのECCSの時に、復旧して、代替注水して不備、フィルタベントを使うときの、
0:16:24	2種類の方位があって、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:27	おそらくこれ、どっちかのフィルターベントの方ですかねた図面とですかね、どっちかわかんないんですけど。
0:16:33	東北電カイノマタサノフィルターベントの方にあります。
0:16:37	規制庁ナガエそうすると一あの、これもちょっと申し訳ないんですけど、フィルタベントと耐圧強化ベントの、やっぱり建前上その全部入ってる本文とか添付9中に入ってる、その線の評価のところ平宇都。
0:16:53	一応敷地で関係ないっていう整理はあるんですけど
0:16:56	申請書等の整合性という観点でやっぱりあのた図面等の時の方位軸で、どれだっっていうのをちょっと申し訳ないんですけど、この図について追記するよりかももう1枚、
0:17:09	付けた方が、あれ違うよねこれ。本日、
0:17:14	テインが違うと思うので、ちょっと申し訳ないんですけど次回ただけですか。
0:17:20	電力東北電力猪股です。拝承しましたもう1枚
0:17:25	スタックから放出されるた耐圧強化ベントの方いつもつけさせていたきたいと思います。規制庁長屋です。ありがとうございます。
0:17:35	それと、
0:17:37	先ほど風洞実験の結果の話があって、その、その資料の、
0:17:43	後ろの方になるんですかね補足っていうところですかね。
0:17:54	ここに
0:17:56	止まりしてるところの、
0:18:00	2ページとか、いいですか補足の2ページ目とか3ページ目にいろいろ風洞実験の、
0:18:05	昔のその内規から抜粋していただいているんですけど、
0:18:12	私が言った趣旨はですね
0:18:14	ここで書かれてる2ページ府何ていうんすかね土盛りの絵っていうのがですね、
0:18:24	3、さ、このページで言うと3ページのところに、②っていうことで配当幅上げてく。
0:18:33	で、そのくくっていただいている
0:18:35	施設排気塔に対する増設建屋の影響のと聞いの花Cがその2.5倍とかっていうのは強い。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:44	その江藤放出元が要は、補修元金近傍に建屋が来たら増設される時にその高さが、
0:18:54	その2.5倍ぐらいあって影響があるかどうかというそういう観点のところを、こうマーキングされてるんですけど私の言った趣旨は、①の、
0:19:05	参考のない機能①の地形が複雑な場合、敷地内及び境界付近に、
0:19:11	大きな起伏があり、大気拡散が平坦地と著しく異なると予想される場合ってということで、土盛りをしたことによって、式ちい周辺ていうか周辺監視区域とか、
0:19:23	敷地境界辺りに新たな従前風洞実験やった時になかった、起伏ができるんで、それで有効高さが変わるんじゃないかっていうそういう観点で問題ないんだよっていう確認をしてくださいっていうつもりでちょっと趣旨を言ったので、
0:19:39	そう、そういう観点の何ていうか、考察にさせていただきたいんですけれども。
0:19:50	9電力イノマタです。ご指摘の点踏まえまして、再度記載の適正化を図らせていただきたいと思います。ありがとうございます。
0:20:00	規制庁奈良ですありがとうございます。
0:20:03	それとあと同じ資料でちょっとぱっと見た感じで、
0:20:08	3、3ページのところの1ポツの
0:20:13	非常最初の、
0:20:16	なんていうか女川原子炉発電所周辺監視区域境界に伴う、
0:20:21	原子炉外設置許可申請の要否についてってちょっとかなり何ていうかね
0:20:31	タイトルがそ、ちょっと何かそのインパクトが合いすぎるような気がするんですけど、あとその、
0:20:37	第1パラグラフの2行目にね、周辺監視区域境界南西側の一部を拡張するって書いてるじゃないですか。で、ワーディングの統一としては、その周辺監視区域境界の変更。
0:20:51	になってるんで、その
0:20:53	拡張ってその以外にも何か広げて勝手に広げてるみたいに、
0:20:58	ちょっと言葉が強いんで、
0:21:01	それとあと、
0:21:02	設置許可す、原子炉設置許可申請の要否っていうかこれも
0:21:08	直接水ルーそのワーディングであって、ちょっと

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:13	何て言うんすかね
0:21:16	ここの補足資料の甲斐鶴全体の資料3タイトルが、原子炉設置許可申請書の取り扱って書いてて、要はね、
0:21:27	皆さんは本文マターじゃないから、変更申請必要ないよって言い、言いたいのはわかるんですけど、参集本部、本文の文字づらは変更必要ないかもしれませんけれども、
0:21:41	設置許可申請書の補本文添付の配置図とか、いろんなシステムに関係してその周辺監視区域の映画絵が出てくるけど、それがかなりやってそれは、
0:21:52	次回のタイミングで、設置変更許可やるときに全部差し替えになるので、その全くね、
0:22:00	原子炉設置変更許可申請、申請がいらん要らない、いらん関係ないって世界でもないの、ちょっと
0:22:09	こういうタイトルとか拡張とかそういう
0:22:13	細かなところのね、
0:22:15	記載っていうのを、全部見たわけじゃないんですけど、ちょっときちんと
0:22:21	もともとの申請時滞納その位置付けであったり、中身であったりっていう、
0:22:27	そういう観点で注意してもう一度見直していただければと思うんですけども。
0:22:35	と、東北電力のサトウです
0:22:38	設置許可の要否という観点だけではなくてここはやはり処分手続きの運用から基本設計から運用までの一貫性とかですね、そういうところが一つ大事な部分になってきますので、
0:22:51	そういう観点で、観点で今のご指摘踏まえてですね、表題もそうですけど、記載の、少しく、
0:23:00	今の観点から言えば、適切でない部分があるやに感じましたので、ちょっと全体を見直して、整理したいと思いました。以上です。
0:23:13	うん。規制庁奈良です。よろしく申し上げます私から以上です。
0:23:21	何かありますでしょうか。
0:23:31	じゃ、次お願いします。
0:23:39	はい。
0:23:41	失礼しました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:42	東電伏見です。引き続き、6名のコメントに対し資料4の廃止措置側の修正内容についてご説明したいと思います。説明事項ありません。
0:23:56	はい東北電力の鎌田です。続きまして資料。
0:24:01	4を用いまして、配布し、
0:24:10	あ、失礼しました。
0:24:13	説明続けさせていただきます。続きまして資料4を用いまして廃止措置計画の取り扱いについて、前回ご説明しました資料の主な変更点についてご説明いたします。
0:24:23	回答整理表のNo.6のですね回答。
0:24:27	内容に記載の通りですけれども、設置許可に係るコメントにつきましては措置計画の資料につきましても、あわせて構成等を見直してございます。
0:24:36	全体の概要としましてですね資料3の設置許可の扱いの資料に変更に合わせて構成や文言の整合を図ったものでありまして趣旨に変更はございません。
0:24:46	それではそれぞれご説明させていただきます。資料右下2ページ、ご覧ください。
0:24:54	こちらにですね本資料目次、記載してございまして資料3の設置許可の取り扱いの構成に合わせてまして、2ポツの線量評価に関わる影響評価及び分析を前回の3ポツから移動してございます。
0:25:07	それから3ポツの廃止措置計画における周辺監視区域評価に係る記載と影響について前回2ポツから移動してございます。
0:25:15	いずれも記載内容の趣旨に変更するものではございません。
0:25:19	次ページ飛びまして5ページをご覧ください。
0:25:30	はい。こちらですね2段落目のですねなおから始まる部分の記載について接着バーの記載を引用してございますけれども、こちらでも規制の整合を図ってございます。
0:25:42	次のページ飛びまして8ページをご覧ください。
0:25:50	8ページの図の2-2でございましてけどもこちら事故時の計算値点の図となってございましてこちらの方の記載として修正してございます。
0:26:00	またページ飛びまして10ページをご覧ください。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:04	こちら図の2-3としまして、こちらも使用済み燃料プールの大規模漏えい時の評価の図となっております。評価地点の記載としてございます。
0:26:16	あと次と飛びまして12ページをご覧ください。
0:26:21	こちらです。ね表3-1の理由の記載につきまして、資料3のですね、積極の記載に合わせまして表現の整合を図ってございます。
0:26:30	以上が主な変更点となります。はい措置計画の取り扱いについてのご説明は以上となります。
0:26:50	原子炉規制庁の宮本です。廃止措置のところは、特にね、何かないんですけど先ほどちょっと長井からあったように、ちょっと元の文章の書き方、
0:26:59	で、
0:27:00	これ中身の話ではないので、多分ちょっと私の方で案だけは言っておきますけど事業者の力確認してくださいってことで資料3の資料2はちょっと、
0:27:10	資料3のところの頭のところは、
0:27:13	多分、原子炉設置変更許可申請の取り扱いについてだと思えます。
0:27:19	取り扱いについてということで整理していただいて、
0:27:23	上から文章、先ほど言った一部の拡張じゃなくて、
0:27:28	なぜ西武の変更を行うと。
0:27:31	この瞬間に関しては、
0:27:33	現設置機構本部記載事項等への影響について確認した。
0:27:38	確認の結果としては
0:27:41	本部記載事項の変更を行わないため、
0:27:46	申請し、行わないため、申請を行わないとするで行わない2ヶ月続くのでそこはちょっと日本語化やってくださいねと。
0:27:55	で、正しい資金の
0:27:58	設置変更許可変更が予定されているのでその他に合わせて、記載の適正化を行うぐらいの文章はここで入れといた方がいいんじゃないかなと。
0:28:08	思います。
0:28:09	それを踏まえて後の文章を全体的に直してもらえればいいかなと思うんですけど、長井さんそんなもんでいいですか。
0:28:16	すいません規制庁荒井です。今

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:20	おっしゃったことも私も言おうかなと思ったんですがあまり言いすぎるとあるかなと思ったんで、それで
0:28:26	ついでに言っちゃうと結局1の1ポツのこのはじめにっていうのと、最後の
0:28:33	と名がくるわけですよそれがちゃんとリンクして、そういった確認の結果どうだったっていうのがわかるような形で、他の資料も一緒なんですけどね
0:28:45	そういう統一ガーンないのです。そこが一番大事なところだと思うんで、
0:28:49	この際ですのでこう言うておきますよろしくお願いします。
0:28:55	規制庁ミヤサカすいませんありがとうございますそれを踏まえて、廃炉の方は、廃止措置の方も、文章の記載の適正化をよろしく願います。私の以上です。
0:29:11	東北電力シノミです。続いてですけれども、
0:29:16	コメント6番の方でですね今ほどご説明させていただいた資料三、四に合わせて資料1の方も修正してございます。
0:29:25	こちらについては、資料3と4の中身を反映した形になってございますので、記載の内容は同一のものとなっておりますので説明の方は割愛させていただきます。
0:29:36	一番のコメントいただいた表ですとか同じものが入ってきてますんで、そこはコメントに合わせて修正していきたいと思えます。
0:29:44	コメント67番に関しては以上にありますけども、はい。
0:29:50	規制庁長井ですちょっと
0:29:52	パワーポイントのところの資料資料1ですね、その1のところ、大体直していただいているんですけど、9ページのところがね、今の、
0:30:02	宮本戸田氏の方から言ったコメントとも関係して、割と
0:30:08	重要なところなんですけれども、ここで何、やっぱり
0:30:13	コアリングのところ、ちょっと上のところ、
0:30:17	周辺監視区域の変更は表3に示す通り、本文記載事項並びに添付し、書類中及び中に記載している線量評価結果に影響を与えるものではないことを確認しており、
0:30:29	原子炉設置変更許可審査不要であるとかちょっとその辺がまだ、この辺ここにはちょっと反映されてないので、なのでその辺のところをちょっと見ていただきたいということと、特に

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:41	ここの表3っていうのが、要は、
0:30:44	何て言うんすかねこの変更の本当の一番重要なポイントになってて、
0:30:50	最初に本文及び本文添付参考図って書かれてるんですけど、
0:30:56	ここで何て言うんすかね
0:30:59	本文、
0:31:01	本文んというよりは本文記載、記載事項と書いた方がいいのかな
0:31:06	衛藤。
0:31:09	ここで後で、この確認結果として周辺監視区域境界は本文編。
0:31:16	ぷー参考図の発電し一覧配置に記載されているものであるため、
0:31:20	周辺監視区域境界の難どうのこうのっていう話になってるんですけど、まずその本文記載事項、
0:31:28	2変更するところはないよっていう話と、それと、そうは言っても、
0:31:35	本文の添付図とか添付書類の全部図面の中で、周辺監視区域境界の図があるものは、
0:31:45	変更が必要であって、それは資金の設置変更許可の時に、ちゃんと直すんだよっていうのが、全体の趣旨だと思うんですよ。
0:31:56	ちょっと今、
0:31:58	今ちょっとそこまでどこまで入れるかって話はあるんですけど、
0:32:02	そういうのがあって、あと詳細に添付平常被曝の添付9と添付中で、ちゃんと詳細なところは確認してるんだっていうそういう立て付けで
0:32:13	ここのところの一番大事な
0:32:16	原子炉、
0:32:18	設置変更許可への影響というか取り扱いになるかわからないですけど、ちょっとここは重要なところなんで、目につくるところですの、
0:32:29	ちょっとワーディングとか直していただければと思いますあと、
0:32:34	この同じくパワーポイントの3ページのところの表の取り扱いとかは先ほど、
0:32:40	後ろの、こちらの添付資料3、三田さん、今日の資料3でしたっけ、そこで言ったコメントと同じですとか、あとフィルタベントのところは追加してくださいっていう。
0:32:51	そういうところはもう、反映していただければと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:55	よろしく申し上げます。
0:33:00	東北電力シノミです。
0:33:02	コメントいただいたところ当資料作業も含めてですね、ワードの適正化のほうを図りたいと思います。
0:33:09	規制庁永江ですよろしく申し上げます。私から以上です。
0:33:17	東北電力シノミです。続きましてコメント。
0:33:22	リストの方の8ページ、8ページですねすみません8番の方ですね。
0:33:26	周辺監視区域境界の変更について、友利堀本Murotani要請説明することというコメントをいただいておりますけどもそちらについて、資料2の方にし、
0:33:36	記載してございますので、そちらのご説明をしたいと思います。説明者変わります。
0:33:41	東北電力尾崎でございます。それでは資料、
0:33:46	2番ですね会議を用いまして説明させていただきます。まず初めに回答整理表コメントの方ですけども、回答内容としまして今回、
0:33:55	その作業長確保するため、周辺監視区域変更が必要と判断するに至った。
0:34:01	検討内容を示した。
0:34:02	ということとまた従前の周辺監視区域境界図と一致するように柵を細節場合の影響について、技術的検討を示したと書いてございますけどもまず今回前段のですね、
0:34:14	経緯のところにつきまして説明させていただきたいと思いで、後半後段につきましては、今再度見直してございます。説明の内容を整理しですとか、資料の充実化を図ってございまして次回とさせていただきたいと思いで。
0:34:29	ではすみませんあと資料早速資料2の、
0:34:32	13ページ目、お開きいただきたいと思います。よろしいでしょうか。
0:34:38	ここは、タイトルとしまして作業用地を確保するための検討内容についてということで経緯を詳細にまとめて参りました。まず1ポツ目、作業用地の追加の必要性についてということで、
0:34:50	女川では、新規性基準抵抗に係る工事を実施するとありまして工認認可いただいておりますけどもそのうち、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:57	土木関係の工事の、でございますがその構造とか、液状化対策の詳細がですね、
0:35:03	そのとき明確になったことによりまして、設置許可段階変更段階よりも、
0:35:09	想定よりも工事物量が増加したため、掘削により発生する土砂のモリタテを行うための作業長、確保していくと。
0:35:16	いふことの必要性が生じているということを書いてございます。2ポツ目が、ではそれがどのぐらい土砂として出るのかというところを、表でまとめてございます。表の1をご覧いただきたいと思ひます。
0:35:28	作業用地もいただいた土砂の量ということで、工事物を増加したということでもまず設置許可段階ではどうだったのかっていうと、165万立米を想定していたと。これ、
0:35:40	同じ、後程説明しますが、図2のエリア5というところにそこん対する用地を設けてございまして、こちらについてはモリタテ土をですね、モリタテ済みでございます。で、
0:35:51	その他追加ということで45万立米。
0:35:54	いふことを整理してございます。
0:35:56	なおですね、なお書きしてございますけども、工事には、こういった工事の伴いまして、発生する土砂のコモリ建て処理としましてこれまで構内、
0:36:08	外れる構内での、
0:36:10	処理モリタテを基本としつつも、購買運搬も積極的に実施してきて、活用してきてございます。
0:36:17	これによりまして今回の工事でもですね、構外運搬も一部実施してございますけども、それにより処理が難しかった土砂を表1にまとめているというものになります。
0:36:28	3ポツ目が検討フローということで、どういったところに着ておいて検討したのかというのをまとめてございます。次のページ14ページ目をお願いいたします。図1をご覧ください。まず、
0:36:40	検討開始ということでまず土砂量を想定ということでそう特定しております先ほどの表でございます。
0:36:48	からまず自社の敷地ということで境界の検討をまずしてございませぬ。
0:36:55	ひし形の部分ですけども、周辺監視区域境界に影響を与えず、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:59	敷地内に作業長確保できるか。
0:37:02	イエスの場合は、その作業値をそこにしますと、ノーの場合は、
0:37:06	そういった影響か影響与えないように作業、敷地外に検討するという
0:37:12	ことで考えてございます。郊外の自社用地ですとか、新規の土地取得並びに他事業者への跨ぐ事業への同斜提供によりまして、
0:37:22	用地を確保できるかというものがあります。この中には、
0:37:27	他事業者に取り取ってもらうような、処分場の検討も含む。
0:37:32	ものでございます。
0:37:33	成功でイエスであれば、用地の確定ですねノーであれば、さらに検討ということで、もう一度その敷地内に戻って、
0:37:43	検討ということですが
0:37:45	周辺監視区域境界の変更を伴うが、
0:37:49	作業長確保できるかということで、イエスであれば、用地の設定になりますけども、ただ線量評価にも影響ございますので、そういった扱い、
0:38:00	下に※ふ振ってございますけども、周辺監視区域境界の扱い。
0:38:06	一時的なのか変更なのか、震度評価上の影響等を踏まえて整理性を最終的に確認というふうなフローで、
0:38:13	まずはまとめてございます。では、4ポツ目ということで、最初のひし形の検討について説明いたします。
0:38:19	発電所の周辺監視区域境界において地形の特徴ですとか、土地利用状況等によりまして、エリア、
0:38:29	分類しまして、
0:38:31	整理を試みてございます。15ページ目をご覧いただきたいと思えます。
0:38:37	15ページ目ですね図2と表2がございますが、一緒に上下ご覧いただければと思えます。
0:38:44	図2が寿発電所のエリア区分ということを、
0:38:48	しお示してございます。まず、このエリアログというところが、今、発生の敷地、の中には施設ですとか、その他、
0:38:59	作業用地ですとか、すいません。その他の倉庫ですとかその辺りを、
0:39:06	立地してる範囲を示してございます。
0:39:09	その他が

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:14	非常にご覧いただきたいんですが、例えば皮膚エリア1から4につきましては、
0:39:19	緑色で塗ってる部分でございますけどもこちら現地形で谷地形になってございまして、
0:39:25	作業用地としての適性ご覧いただきたいんですが、
0:39:29	エリア1では9万立米、2では17万立米さんでは6万平米、4では、今4万レベルのモニターで可能ですので、
0:39:38	こういったところは、作業として適正というふうに判断いたしました。
0:39:44	エリア⑤につきましては、
0:39:47	こちら既設ということで先ほどの設置許可段階で想定していた、作業用地になりましてこちらはすでに、
0:39:58	モリタテ完了してございましてさらに、盛り立てた場合には、造成地の安定性に影響が生じる恐れありますので、作業としては適さないものというふうに判断。
0:40:08	いたしました。
0:40:10	6番、エリア6は先ほど申しました通り施設の設置が等ということで、
0:40:17	すでにこの既設の数、施設ですとかアクセスルート並びに資機材が配置されておまして、発電所の安全性を確保していく上で必要なエリアでございまして、
0:40:27	今後適さない、不可だというふうに判断いたしました。で、DIANAってのはこの斜線で困ってる部分でございますけども、
0:40:35	これ以外1から6以外の下、現地形でございましていずれもかなり急な斜面であったり、尾根状の地形でございまして、
0:40:44	森園、十分できないとか、
0:40:47	非常に高吸収で安全性が、問題があるといったところもございまして、こちらは、作業時として適さないものと判断いたしました。
0:40:57	こういった検討を行いまして、
0:40:59	表3に評価結果をまとめてございます。必要量として45万立米に対しまして、今、
0:41:06	モールドとしてよ、作業として確保できそうものが1から4ということで、
0:41:12	それぞれ

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:15	各金を書いてございまして合計が36万円。
0:41:19	で、9万平米不足するということが、ここで整理されてございます。なおこの1から4でございますけども、今、工事も、
0:41:28	徐々に進めてございますので、すでに1から3につきましては、
0:41:32	モリタテが完了しているような状況でございます。
0:41:37	この9万平米どうするかというところですが、次にこの敷地外の検討に移って参ります。(2)でございます。
0:41:44	この周辺監視区域境界に影響を与えない対応としまして、発電所外部に、
0:41:49	当初運搬する場合の成立性を検討してございます。表4の方に示し、土地の
0:41:56	確保方法について、着目した案、ABCというものを示してございます。
0:42:03	案が自社の用地、Bが数新規取得等で強いが、ただ従業員の影響ということで、大きく分けて三つに分けてございます。
0:42:14	Aは自社周辺ですね自社用地を活用するものでございますけども、
0:42:20	現状9万立米モリタテ可能な自社用地は、
0:42:24	近傍にないということを確認してございます。ですのでちょっと実現性が厳しいという。
0:42:29	判断でございます。案のBは、新たに用地を取得して、作業長を確保するというものです。ですけども、新たな取得に関わる、やはりその、
0:42:38	交渉の時間を要しますので、
0:42:40	この1年で工事を実施したいと考えてございますが、そのミスマッチより難しいと判断いたしました。
0:42:47	マツナガ近傍でなくても、エンチに用地が確保できますといった場合ですとか、
0:42:55	ここは福家建設発生の処分場ですね、これ、こういったものちょっとエンチあるんですけども、
0:43:00	そこで受け入れ可能な場合ですね、でもやはり、運搬距離が延びることで、
0:43:06	工程に影響が生じまして、今回の工事を完了する。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:11	当たりまして、遂行に当たりまして遅延する可能性がある、ありますので、成立は厳しいという判断をいたしました。で、案のCは、また、事業への土砂提供であるんですけども、
0:43:24	周辺のですね、造成工事等において、現状土砂の需要が確認されてないということで、
0:43:30	以上踏まえまして敷地外に用地を求めることは難しいというふうに判断いたしました。
0:43:36	です。次にまた(3)ですが敷地内の検討に戻って参ります。 (1)の検討から、今後モリタテを行うエリアとして、④ですね、を対象として、
0:43:48	周辺監視区域、
0:43:50	境界外に作業用地を拡大した場合の確保可能量を検討したというものになります。
0:43:59	このエリア4の特徴として境界より外側に、
0:44:03	今ですね、周辺監視区域境界外側に敷地境界ありますのでそこが有効活用を考えたというものになります。
0:44:11	図3をご覧いただきたいんですけども、こちらがエリア4の作業用地を拡大した場合の計画平面図を示してございます。次のページに、
0:44:22	18ページ目ですけどもその平面を拡大したものと、断面図になります。
0:44:29	加来一井の検討におきましては、従来の現在のその周辺監視区域境界、
0:44:35	黒い部分の中に
0:44:38	円。
0:44:40	土思い出せる場合小水井の部分が可能というふうに整理してございました。その場合ですと4万、先ほど申しましたが4万立米になります。
0:44:50	平面的にこのようになってございまして断面図5ですけども、
0:44:54	今多いところが、周辺監視境界、
0:44:59	ですけども、
0:45:00	それでも、もう発電所側にしか置けないということで約4万立米で、次に敷地まで、こちらを変更した場合になりますけども、
0:45:11	こちらは、まさにポケットが広がって、プラス9万立米で合計13万立米分受けるというところが確認とれてございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:21	19 ページ目ご覧いただきたいと思います。
0:45:25	この結果をですね表 5 に示してございます。
0:45:31	エリア 4 というものがプラス 9 万立米を受けるということを確認 できましたので、
0:45:36	45 万立米というものは確保できると、合計で 45 万立米と確保でき るということを確認してございますただ、
0:45:45	ここでの施工を整理させるためには周辺監視、
0:45:48	区域境界の変更が必要であるというものが、
0:45:50	伴います。
0:45:52	(エ) まとめでございます。
0:45:54	工認におきまして確認された土砂等の追加 45 万立米に対しまし て、
0:46:00	これを盛り立て可能な作業用地の確保について、先ほど示しまし たフローに基づき検討いたしました。この結果、
0:46:07	(1) の検討におきまして、現状の周辺監視区域境界内への、
0:46:14	用地確保難しいと、(2) のによりまして、敷地外も厳しいと。
0:46:19	たくさんの検討によりまして、(3) の検討に入りまして、
0:46:23	今後モリタテを行うエリア 4、④というものを拡大することによ り、
0:46:28	敷地内の作業として土砂等を守り、全量もたせることは、
0:46:33	できることを確認いたしました。
0:46:35	当社といたしましては、早期の発電所の安全性向上を図る観点か ら、この間、検討を踏まえまして、
0:46:43	境界周辺監視区域境界変更を必変更をです、させていただく必 要性があるものの、
0:46:52	そのエリアにも拡大する方法が適切と判断させていただきました。 なお、本件と粘土としました土砂等の必要量が想定される工 事に、
0:47:03	基づくものでございまして今後、作業用地を確保するため、境界 変更を実施する予定はございません。
0:47:12	経緯の説明は以上でございます。
0:47:23	東北電力オザキです添付資料につきましては先ほど、
0:47:29	コメント回答票のところでご説明しましたが、再度見直してござ いまして今、内容の整理ですとか、充実を図ってございまして、 次回、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:39	ご説明をさせていただきたいというふうに思っています。
0:47:45	東北電力の佐藤ですけれども。
0:47:48	添付資料の3につきましては、
0:47:53	ごめんなさい添付資料の2にですね、2につきましては、
0:47:57	これ工事完了後、この周辺監視区域境界を、
0:48:03	変更した状態を維持するのかそれとも元の状態に戻すのかっていうところで、
0:48:10	そこについての判断ですね今当社としては拡張した状態を維持して運用管理を図っていくっていう考えですけれども、
0:48:18	そういう考えに至った経緯として、どういう検討がなされているのかそれ技術的な検討もそうですし、運用管理上の問題もそうですし、そういった観点を、まずせ挙げ上げた上でですね、どういう特質を
0:48:34	当社が判断するにあたって整理をして、結論付けたのかっていうところをですね今ちょっと整理を進めてますので、
0:48:43	今日少しその辺のお話もできればと思いましたが、しっかり整理をして、次回のヒアリング上でですねそこんところはご説明をさせていただければということでした。以上です。
0:49:05	規制庁美馬です。じゃあ、質問等あれば、
0:49:09	どうぞ。
0:49:13	すいません規制庁永江です。
0:49:16	今回一応その前段の方の資料をまとめ直していただいて非常に論点は明快になったかと思えます。
0:49:26	ただ簡単に整理していただいたことですねちょっと余計にこう考えるとところろろになってしまったところもあるんでちょっと何点か確認させていただきたいと思えます。
0:49:39	添付資料1の13ページのところなんですけどね。ここがまず一番、発端になって重要なことだと思うんですけど、
0:49:50	その1ポツの2行目以降にその家、
0:49:56	土木工事新規分の構造液状化対策の詳細が明確になったことにより、
0:50:02	設置変更許可段階よりも工事物量が増加したためって書いてるんですけど、
0:50:09	その何ですかね、工認が2020年12月でいきなりそれがわかったよってという話ではなくて、当然せ設置許可、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:19	変更の議論とか、そういう説明の際に、基本設計をやって、工事のイメージも当然あって、先行プラントの実績もあるんだから、その
0:50:30	そのいきなりね工事計画認可による追加がね。
0:50:34	バンと45万立米も発生するってことはありえないと思うんですよ。だからその、
0:50:39	ここ特に皆さんの中で、
0:50:43	この45万立米っていうのがね、
0:50:48	なんていうか、どの、ある程度私のイメージは、もう少し工認の認可以前から当然、どういうところに、
0:50:58	今の森井盛どうするとか何とか、或いはどこが使えるかって検討されてたと思うんで、その
0:51:06	ここの45万立米っていうところろがこの文章上は何か
0:51:13	あたかもそのあたかもかどうか私わかんないことになって、ここにやってないとわからないんですけど、その
0:51:19	かなり詳細設計の変更がかなり大きな変更があったために、必然的に公休急に
0:51:27	これ45万立米が7、
0:51:30	モリタテすることが一緒になったんだっていうそのところがね、
0:51:34	もしそうであるんだったらもう少し
0:51:38	何を、何のためにどういう工事が発生してその工事ってのはいつごろ、当然、設置許可の段階ではその予想できなかった。
0:51:48	当然、その量としてこういうこれこれこういう作業とか、工事が必要になって、これそれぞれそれぞれが出ていくと。
0:51:58	45万立米になるよねってそそういう書き方できないんでしょうか。
0:52:07	はい。東北電力尾崎でございます。少し、すみませんいきなりの数値を出してしまいましたので、
0:52:12	そういったご質問かと思えます。
0:52:16	整理をちょっとさせていただいて、次回お示ししたいと思えますが、
0:52:22	例えば、設置許可段階から大きく変わったところとしまして、少しく、対津波設計というところで防潮低という、津波の時に、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:31	水がハラにするような、CSありますけどもそちらのやはり液状化対策で、
0:52:38	防潮液で幅が大体 800、600 メーターとか 800 メーターぐらいございます。
0:52:43	その前面を少し土を掘り返してコンクリートで固めたりとか、あと土で作ってる膨張で、
0:52:52	てあるんですけども、そういったところもう少し強度を高めなきゃいけないとかっていうところもあって、そこで相当の量が、
0:52:58	出てるということが確認してございます。その他の、いくつか工事物量が増えたりですね、してございますので、そういったものを踏まえて精査するとこのぐらいだったというものがございますので、
0:53:10	そこを整理してお示しているようにしたいと思います。規制庁の長江ですその整理は重要なのでよろしくお願いします。あと
0:53:19	どの時点であっていうところが、あってねあの後の何ていうんすかね緑の領域の 1234 とか、花Cにちょっと、
0:53:31	かかってくるかと思うんですけど、ここの 45 万立米っていうところろ、
0:53:36	の何て言うのかな見積もった。
0:53:39	今のお話聞いて結構大変な量だっているのはわか分かるんですけど、
0:53:45	45 万立米っていうセットされた時期っていうか、そこも割と気にしてる。私はちょっと気にしててそれはなんでかっていうと、皆さんの中で
0:53:57	当間関係していくと 15 ページの 1234。
0:54:03	5 ですかねそこ、その話の、
0:54:07	設置許可当時は、5 のエリア 5 の領域だけっておっしゃってて、そのあと、緑の 1234 が、
0:54:17	追加されたんだと思うんですけどすでにもう 123 が使い終わっちゃって、
0:54:24	エリア 4 が残ってたんで、これに乗っけて
0:54:31	いろんなものを、最後幸せが来たっていうふうに見えちゃうんですよ、どうしてもで。
0:54:36	それは、それが正しいのかどうか全然わからないんですけど、時系列的なものとか、最初、最初に

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:44	何て言うんすかねおそらく今の話だと、追加の45に対してその01020304っていうのを、次の候補としてこう立ち上げたんだけども、
0:54:57	それぞれの
0:54:59	そうなのも、漏れる量っていうのがよくよく精査してみたら、足りなくて最後に
0:55:07	4のところはもう、これしかなかったんで、
0:55:12	想定よりも出るけど、周辺監視区域をはみ出して、
0:55:15	やったんだよねっていうふうにこうイメージなんですけどそれはちょっとあれですかね、考えすぎですかね。
0:56:43	オノですちょっと、少々お待ちください。
0:56:46	家の中で内部内部でちょっと議論をしたいので、
1:03:19	原子炉規制庁の宮で再開します
1:03:22	ちょっとうちの方のまず整理だけちょっと話をすると、
1:03:30	資料2の、
1:03:32	添付添付資料の1のこの45万立米のまず理由は書いてくださいと。
1:03:40	何が増えてどういうものが増えて4、45万立米になったかっていう理由と、時期的なものが書ければそれが書ければということでもまず書いてくださいっていうのと、
1:03:51	あと15ページ、①②③④かな、これはまだ今まだ造成してる前の段階ですよ今から発生する分を、
1:04:01	造成していくという認識でいいですか。すいません東北電力尾崎ですちょっと説明が足らなかったんですけども、この45万立米を処理するために、1から4を候補に上げて、今、当然徐々に進めてございますので、
1:04:14	今市川さんは、モリタテが完了しているような状況でございます。
1:04:21	丸一から盛さんは丸さんは盛田で完了してですね、表16ページの表3をご覧いただきたいんですが、
1:04:30	はい。
1:04:34	モリタテ完了していて④はまだ一番最後は今まだやってる最中ですかね。
1:04:41	まだこれから何もはい盛り立てはしてございません。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:45	これであればモリタテがどの程度、どういうふうな形状でどこまで持ったかっていうところの要は根拠というかその説明を、
1:04:58	加えて9、176 こういうふうに守りましたと。
1:05:02	いうことを書いてエリア4についてのだからエリア4という形で進めればいいですかね。それでいいですかね。はい。
1:05:12	ちょっと明日少なくともその123がもう目いっぱいやってるんだってというのがわかれば、それで話はわかります。
1:05:20	それとミヤモトですけど、それと少し時系列的なところがわかれば、さらにいいかなと思いますんで①②③が、いつぐらいにその管理をされていてというのが、
1:05:32	わかればさらにいいかなと思いますので、少しその辺をちょっと整理していただければなと思うんですけど。
1:05:39	小崎でございます。承知いたしました。
1:05:42	あ、すいません、もう1点だけ規制庁ナガエです。もう一つね気になったのは16ページの表4でね。
1:05:50	書かれてる作業用地確保に関わる評価結果で敷地外のところで、その案ABCとあるんですけど、その
1:05:58	阪神他事業への土砂、土砂提供っていうのは
1:06:03	あれですよおそらく
1:06:05	土砂を欲しがってる事業者にも私も無償かなんかでお渡しするってそういうものですよ。
1:06:13	東北電力尾崎でございます。事業者というか、事業。ここちょっと
1:06:18	相手の方もいらっしゃるんで、
1:06:21	いえ、あれなんですけども、事業者というのも、周辺に関連する、
1:06:29	ところに対しての、
1:06:32	提供ですね。はい。
1:06:35	はい。規制庁仲ですわかりました
1:06:37	あと何ていうんすかね
1:06:40	角みなさんのところのように敷地の広い事業者じゃなくて、その敷地の狭い磯野事業者さんであればその
1:06:48	なんていう、外部、外部で
1:06:51	土砂を処理するっていう方法も、
1:06:55	あるかと思うんですけど、それも

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:57	経済合理性か何か何かわかりませんが、それも何、何らかの判断をされて
1:07:05	今の方法をとらえたって言うことが、ちょっとこの、このABCだけではなくて、
1:07:13	おそらく
1:07:15	ほかの例としては
1:07:17	あって、
1:07:19	そういうそういうことも検討したけど、今の変更案で、各、各地区拡張していく案でって言うことにならんかったと思うんですがその辺はどうなんでしょうか。
1:07:30	東北電力尾崎でございます。17ページ目ご覧いただきたいんですが、ちょっと記載十分でなかったと判定はしてございます。
1:07:38	またのところですけども、仮に近傍ではなく、
1:07:42	というところの、
1:07:44	場合や、エンチとなる処分場での受け入れ可能な場合、
1:07:50	というところで書かせていただきまして
1:07:52	どうもおっしゃったことを今処分場、いわゆる建設制度、
1:07:58	残土ですね処理をするための処分場ってのは確かおっしゃる通りでございます。ただ、この地域には、これだけの量を受ける。
1:08:07	ていただけるところはなく、かなり遠いところなるって言うところは、情報としては確認してございます。
1:08:14	それですかかなり遠い距離で言いますとやはり60キロ70キロ離れてるところ、
1:08:20	ございますので、
1:08:21	そういったところに運ぶとなると、やはり、工事完了に対して遅延する可能性ありますので、成立しないというふうに判断いたしました。規制庁永江ですそしたらは、何て皆さんが考えた。
1:08:34	その判断基準というかその合理性っていうか、例えば工期が律速してるってそうはっきり書いていただいて、今の絞込みになったって言う、そこまで書ける範囲で書いていただけます。そうしないと
1:08:51	その処分の仕方いろいろあるでしょうっていうことはある、あるかと思っておりますので、
1:08:58	東北電力尾崎でございます。はい、承知いたしました。
1:09:02	規制庁の荒さんよろしく申し上げます。私から以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:13	こちらからの質問は多分これで以上です。最後に何か
1:09:19	確認したいことございますでしょうか。
1:09:25	先ほどの、ごめんなさい私の理解の問題かもしれないけど、添付資料1の、
1:09:33	16、15 ページのところのエリア①②③のところでもリタテ方について先ほど、
1:09:43	お話あったんですが、これは45万に対してこのエリア、①②③に対して、
1:09:50	これだけの山、土砂をですね、
1:09:54	盛り立てて活用したっていうことを言うっていうことが、
1:09:59	求められた趣旨なのかそれともその
1:10:03	そのエリアの何ていうんでしょう。
1:10:07	高さとかそういうところまでを、
1:10:10	必要だとおっしゃってるのかそこだけちょっと明確にさせておいていただきたいなど。規制庁宮です。私のイメージは10、18ページにこれ今度新しく、今やろうとしてる用地の断面図あると思いますけど、
1:10:25	これと同じようなやつを、①②③、
1:10:29	に関して、作っていただいて、もうこれ以上載せれナイトウができないですけど完了していますっていうのは明確になればいいかなと思います。わかりました。はい。はい。
1:10:41	はい。
1:10:46	エリア候補エリア。
1:10:49	はい。はい。その辺は、
1:10:52	つけていただいた方がいいかなと思います。大丈夫すか。
1:10:58	連絡オザキでございます。はい。用意させていただきます。
1:11:06	はい。規制庁のです。では特になければ、本日のヒアリングは、
1:11:16	すいません。
1:11:18	すいませんちょっとその前に、もう一つだけ。
1:11:22	今の支援監視区域の土盛りの権能ところで、
1:11:27	次回のヒアリングの時に、お持ちして説明させていただきますと言った
1:11:35	拡張したものを戻す、現状維持すると変更後で維持するっていうところに対しての考え方の整理ということで先ほど

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:43	縦軸に技術的な側面であるとか運用面の観点からの特質を整理して、
1:11:50	当社がどういうふうに判断したのかっていうことを整理してご説明させていただくっていうことを申し上げましたけど、
1:11:57	規制庁さんの方で、我々が今來說明したような趣旨での整理に対して、何かこう、懸念される。
1:12:08	ところとかですねそういうのもあればちょっと共有をさせていただければと思ったんですが、
1:12:13	もし事業者で考えているような内容で得特段、不足があるとは感じないってことはそれはそれであれなんですけども、よろしくお願ひします。
1:12:25	規制庁宮本ですけど、紙が出てきてないので、ちょっと何とも言えないんですけど、
1:12:31	基本的には、本来なら戻すべきでしょうと、戻すべきっていうのは
1:12:38	周設置許可に基づいた、周辺監視区域の境界に戻すべきだと思うんですけど、それができない理由ですよね。
1:12:47	できない理由を、技術的な検討とか、今先ほど言われた
1:12:53	技術的な検討がメインになるのかな。そういうものを含めて、しっかり回答していただければなと思うんですけど。
1:13:01	はい。
1:13:04	そんなに難しい古藤オオブは言えないんですけど、
1:13:09	全くなんていうかあれなんですけど、まだ外れるかもしれないんですけど、基本的には
1:13:16	埋め戻したところを、何ですかね土質の改良をやったりコンクリートを入れたりとか、固定したような形で、その排水は
1:13:29	雨水の排水はあるとは思いますが、その皆さん書かれてるのはその、
1:13:33	土盛りした状態で別に何も土壌解除を改良とかせずにその後放つとけば、こう、
1:13:40	抜けていくよねとか水がいっぱいこう交差するようにと書かれてるんですけど、そうではなくて、そのやろうと思えば何ていうんですかね

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:49	全部コンクリートで、例えばを取っちゃうとか、土質を改良しちゃうとかそういう極端な話で、そういうことまで考えたらやれるかもしれないけどそれは非現実的なんです。
1:14:01	とかですね、私のイメージはそういうイメージなんですよね。すいません。
1:14:09	東北電力尾崎でございます。
1:14:12	おっしゃる通りで
1:14:14	何かこうやろうと思えば、何かこう、センクツ防止とかできるかと思えますただこの量もかなり、
1:14:20	その量としては多いと表面だけやったとしても、結局、全体的に改良とかしていかないと、安定性ってのはなかなか確保できないというふうに考えますので、そこまでのところは、
1:14:31	やはり、
1:14:34	現実的ではないなという判断。
1:14:36	でございます。はい。
1:14:40	規制庁の新井ですちょっと、多分その土木の専門家ただけがわかるって話ではなくて一般の普通の技術者が読んで、きちんと中身がある程度理解できて、
1:14:51	説得性があるっていうそういう形の技術的課題の整理をきちんとやっていただければ自分です。
1:15:00	はい。東北電力尾崎です承知いたしました。
1:15:03	規制庁の中出西条です。
1:15:08	はい。すいませんコメントリストを、裏面に、2ページ目がございまして、
1:15:16	中身についてはですね適正化になりますので、簡単にご説明をさせていただきますけれども、ナンバー3、あとナンバー4ですね、藤難波さんについては、
1:15:28	資料の1になりますけれども、
1:15:30	前回のヒアリングの際にですね、
1:15:34	保安規定の変更内容をまず冒頭に持ってきた方が資料の構成としてよろしいというご指摘いただきましたので、そちら構成を変更して、1ページの2ページですね、入れ替えた形で対応してございます。
1:15:47	江藤コメントリストの4番の方ですけれども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:53	こちら資料1と、資料2の25ページ以降、どちらも同じ内容になってございますけども、
1:16:01	柵の変更を行った後の管理に関するですね記載についてですけども、
1:16:06	保安規定の記載の中身ですとかそちらと整合性をとりまして、もともと、
1:16:13	例えば看板をつけますっていう形で記載をしたんですけども、そちらの記載を標識という表現に直したりですとか、
1:16:19	あと業務上立ち入る者以外のっていうところを少し記載の立ち入る者以外の者の立ち入りを制限するですとか、
1:16:27	記載の方見直していますのと、あと関心をつけますっていう記載を、
1:16:32	つけていたんですけども、そちらについて具体的にですね
1:16:36	進展、
1:16:37	確認ですとか、そういったものをしますっていうことで少し記載の充実化を図ってございます。
1:16:42	資料1資料にどちらも同じ内容で反映の方をしてございますので、ご確認いただければと思います。
1:16:49	説明は以上です。
1:16:56	すみません今直されたところはパワーポイントの資料1で言うと、
1:17:02	14、14ページのところですよね。
1:17:08	14ページのところで看板をまず標識に直していただいたっていうことですよ。で、
1:17:16	このトラロープが私はその柵に相当するんじゃないかっていうことを言ってそれは
1:17:21	右の方で一番下かな、十分低い協会2冊に相当する、トラロープっていうそこですよ。はい、そうです。すみません、そちらの説明受けてます。トラロープに関しては野坂に相当するという形でちょっと詳細に書かせていただきました。
1:17:35	規制庁長井ですこれで、私の方は、
1:17:39	申し込みで反映されてると思いますありがとうございます。
1:17:48	はい、規制庁のです。それでは特に、
1:17:51	確認事項ございませんか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:54	いただいたコメントの確認をさせていただければなと思うんですけど、大丈夫ですか。
1:18:02	はい。それでは
1:18:05	本日のヒアリングはこれで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。